

◎独立行政法人消防研究所の解散に関する法律

(平成一八年三月三十一日法律第二二号)

一、提案理由 (平成一八年三月二日・衆議院総務委員会)

○竹中国務大臣

…………… (略) ……………

引き続き、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人消防研究所は、この法律の施行のときにおいて解散するものとし、その資産及び債務は、そのときにおいて国が承継し、一般会計に帰属するものとするほか、解散に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十八年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上でございます。

二、衆議院総務委員長報告 (平成一八年三月一七日)

○中谷元君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐこととするほか、研究所の解散に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、第百六十三回国会に提出され、昨年十月二十七日に本委員会に付託されましたが、継続審査となっていたものであり、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、去る二月二十八日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、両案について、三月二日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十五日質疑を行い、これを終局いたしました。本日、討論の後、採決いたしましたところ、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、各案に対し附帯決議が付されました。

また、委員会において、独立行政法人の組織・業務の見直しに関する件について決議

を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一八年三月一七日）

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。

二 消防本部に置かれた研究部門との連携を図ること。

○決議（平成一八年三月一七日）

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平一八法二一）と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（平成一八年三月二九日）

○世耕弘成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ごうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、非公務員型の独立行政法人とする意義、日本標準時の新システム導入と機構職員の非公務員化との関連、国の消防機能の強化目的と職員半減との整合性、非公務員化に伴う職員の雇用確保、ファイル共有ソフトに係る暴露ウイルス対策、基盤技術円滑化法に基づく研究委託の実績と評価等について質疑が行われました。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は多数をもって、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一八年三月二八日）

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一、新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。

いよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。

二、安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災科学技術の振興を図るため、消防本部の研究部門や大学との共同研究などの連携を推進すること。

右決議する。